

チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託

仕様書

令和7年6月

木更津市健康づくり部スポーツ振興課

1 適用範囲

本仕様書は、発注者が予定する「チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 委託業務名

チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託

3 委託業務の目的

子どもたちへスポーツに「チャレンジ」する機会と楽しむ場を提供し、スポーツをする楽しさや喜びを知ってもらうことで、スポーツ好きの子どもを増やし、生涯スポーツの推進に向け、運動習慣や体力づくりにつなげることを目的とする。

4 業務履行場所

木更津市貝渕二丁目 13-41 木更津市民体育館ほか

5 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 イベント概要

(1) 開催日時

令和 7 年 10 月 11 日（土）、11 月 22 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

※開催時間は目安であり、時間の変更は可能とする。

ア 小雨決行とする。荒天の場合は中止とする。

ただし、雨天時においてもなるべく参加機会を提供する。

イ 10 月 11 日（土）はイオンモール木更津で体験ブース、11 月 22 日（土）には木更津市営江川総合運動場、木更津市民体育館で体験教室を行う。

(2) 開催可能会場

予定会場	利用日時（準備・撤去含む）
イオンモール木更津 サウスアトリウム等	10 月 11 日 午前 9 時から午後 5 時まで
木更津市営江川総合運動場 陸上競技場	11 月 22 日 午前 9 時から午後 5 時まで
第 1 野球場	
木更津市営江川総合運動場 庭球場	
木更津市民体育館 アリーナ	11 月 22 日 午前 9 時から午後 5 時まで
柔道場・剣道場	

ア 会場設営及び撤収は、開催可能会場の利用日時の間とする。

イ 施設使用料は市主催事業として免除（無料）とする。

ウ 施設の諸室は利用可とする。

エ 屋外施設に照明設備及び屋根はない。

(3) 来場者数

来場者は、2日間で1,000人程度を見込む。

(4) 参加料金

会場入場料、教室等の参加料は無料とする。

(5) 参加対象者

小学生以下の子どもとその保護者

7 委託業務内容

(1) イベントについて

受注者は、業務の目的を達成するため、「未体験のスポーツにチャレンジしてみよう！」を本事業のコンセプトとし、スポーツをする楽しさや喜びに触れることで、子どもたちの夢を広げるイベントとなるよう、以下の要素を取り入れ、独自の知識と技術等を活用した提案を行うこと。

- ・初めてのスポーツに挑戦し、成功体験を得られるようなスポーツ体験教室を企画すること。
- ・気軽に様々なスポーツに触れることのできるスポーツ体験ブースを設置すること。
- ・子どもたちの憧れとなるような、プロスポーツ選手、実業団選手等を数名起用すること。

(2) イベントに必要な委託業務内容について

イベントに必要な委託業務内容については以下のとおりとする。

なお、発注者より特段の指示があれば、その指示に従うものとする。

① 教室指導者の手配

教室の実施にかかる指導者等を手配すること。

また、費用が発生する場合は、受注者が負担するものとする。

② 教室及びブースの用具等の手配

教室及びブースの実施に必要な用具や消耗品等を準備すること。

また、費用が発生する場合は、受注者が負担するものとする。

③ 広報物等作成業務

小学生とその保護者に認知してもらい、参加者を募るため、学校配布用の案内チラシ（両面刷り）をデザインし、印刷すること。

ア チラシ枚数については、全市立小学校の児童分（約7,200部）とし、予備も含めて計算すること。

イ 発注者が提示する配布リストに基づき、各学校へ配付すること。

④ 応募フォーム

応募フォームは、発注者が作成する。ただし、応募内容については、受注者が考えること。

⑤ 協力団体等からの問合せに関する業務

協力団体等からの問合せ対応を行うこと。

なお、参加者からの問合せについては発注者が行う。

⑥ 中止対応等の業務

開催判断は発注者と協議の上行うものとし、募集開始後にイベントが中止になった場合は参加者及び関係団体等への連絡を速やかに行うこと。

⑦ イベント運営に関するマニュアルの作成業務情報の提供

イベントの運営に関する内容をまとめたマニュアルを作成し、イベントに関わるすべての関係者へ事前に配布すること。

以下の項目を必ず記載するとともに、作成前にすべて発注者及び協力団体等と調整すること。

- ・ イベント全体のタイムスケジュール
- ・ 実施運営体制（各担当役割、会場配置図等）
- ・ 各会場運営体制（受付体制、各教室・体験ブースの運営体制、参加者動線等）
- ・ 協力団体等の車両・駐車場計画等情報
- ・ 緊急時対応・安全対策（参加者が怪我等をした場合の対応方法等）
- ・ 雨天時や中止の際の対応方法

⑧ イベント当日の運営業務

以下のとおり運営スタッフを配置し、以下の対応を含め、受付、進行等の安全かつ円滑な運営を行うこと。

ア 各エリアに全体責任者、各会場責任者、受付責任者、運営スタッフ、救護スタッフ、ボランティアスタッフ等（以下「運営スタッフ等」という）を配置する。

イ 運営スタッフ等の配置、業務の説明を行うこと。

ウ 受付で市政情報のほか、地元スポーツ関係団体等の案内チラシを配付すること。

エ 参加者を各教室等の実施場所へ誘導すること。

オ 当日キャンセル等の電話対応を行い、内容について発注者及び関係団体等へ速やかに報告すること。

カ メディアの取材がある場合は、発注者に取り次ぐこと。

キ 怪我人等が出た場合には簡易的な処置をすること。

⑨ イベントに必要な設営業務

ア 各会場の設営、教室・体験ブースの開催に必要な機材等を設置すること。

（テント、椅子、机、音響設備については、本市が所有する機材等の借用も可とする。）

なお、会場で使用可能な備品・設備等は別図のとおり。

イ 受付等の設営を行うこと。

ウ 会場への誘導及び会場内のサイン看板について、用意すること。

エ 設営物の準備、撤去は受注者が行うこと。

オ 来場者等の健康管理に配慮すること。また、天候にも留意のこと。（雨除けテント、飲み物提供等）

カ その他、使用可能な市施設は次のとおりとする。

旧木更津市役所西側駐車場（木更津市潮見一丁目 1 番地）

⑩ 地元スポーツ関係団体との運営協力

イベントを実施するに当たって、必要に応じ、地元スポーツ関係団体や市内の協力団体等と協力して運営すること。

ア 地元スポーツ関係団体・協力団体等との役割・調整

（ア） 地元スポーツ関係団体やその他協力団体等の役割として、教室内容等への助言・提案、指導者等の運営スタッフの派遣等を基本とする。

（イ） 企画内容、役割、参加枠、運営等すべてにおいて、事前に協議し、調整または決定すること。

イ 協力者・団体への謝金等を支払う場合は委託料から支払うこと。

⑪ 運営スタッフの確保等

安全かつ円滑なイベント運営に必要となるスタッフを確保し、健康管理に配慮すること。

⑫ 市内学生のボランティア参加依頼

地域振興及びキャリア形成の一環として、市内の大学や高校などに通う学生にボランティア参加の機会を創出すること。

⑬ 賠償責任保険の加入

事業実施に当たり安全対策に万全を期し、賠償責任保険に加入すること。

⑭ 弁当の手配

教室指導者、協力者等の昼食として、人数分の弁当を手配すること。

⑮ 実施内容の記録業務

参加人数、イベント内容等の記録を行うこと。

⑯ アンケート業務

イベント参加者にアンケートを実施し、イベントの課題の抽出等、集計・報告を行うこと。

⑰ 議事録の作成業務

本業務の円滑な進捗を図るため、市担当者と協議しながら作業を進め、受注者がその議事録を作成し、速やかに発注者に提出すること。

8 業務完了報告

(1) 納入成果物

受注者は、契約期間満了日までに、次の書類等を紙媒体（１部）及び電子データで提出すること。

ア 業務完了報告書（本仕様書に記載した業務の実績が分かる資料）

イ イベントの開催状況が分かる写真

ウ 怪我人やトラブルなどが発生した場合の対応についての記録

エ その他業務実績の説明に必要と思われる資料一式

(2) 納入先

千葉県木更津市朝日三丁目 10 番 19 号 木更津市役所朝日庁舎

木更津市健康づくり部スポーツ振興課

9 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

10 その他

計画的に業務が遂行できるように、詳細なスケジュールを策定し、進捗状況を発注者の要請に応じ報告するものとする。

11 法令等遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

12 再委託の禁止

受注者が業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務内容の一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、事前に発注者に対し再委託承諾願（任意様式）を提出するものとする。

13 個人情報及び情報資産の取り扱い

(1) 秘密の保持

受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約終了または、解除後も同様とする。

(2) 情報の第三者への提供の禁止

受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

(3) 情報の指示目的以外の利用の禁止

受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を発注者の指示する目的外に使用してはならない。

14 留意事項

受注者は、本業務の遂行にあたり、関係者・関係機関との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合は、誠意をもって対応するものとする。

本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに発注者と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。

実施種目については、発注者から指示する場合がある。

その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議し定めるものとする。

【参考】

(1) 2024 年の実施状況

スポーツ体験教室

- ・ 12 月 7 日（土）

陸上競技、ソフトボール、ソフトテニス、シッティングバレーボール、チアリーディング

- ・ 12 月 8 日（日）

サッカー、野球、バトミントン、バスケットボール

スポーツ体験ブース

- ・ 12 月 7 日（土）

競技用車椅子体験、ストラックアウト、グラウンドゴルフ、モルック、ボッチャ、卓球、
スポーツスタッキング

- ・ 12 月 8 日（日）

競技用車椅子体験、ストラックアウト、グラウンドゴルフ、モルック、ゴールボール

(2) 施設図面等

別図